

堺市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(18年度末)	A		B	B/A	17年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
18年度	831,715	284,976,785	709,018	50,216,327	17.6	19.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

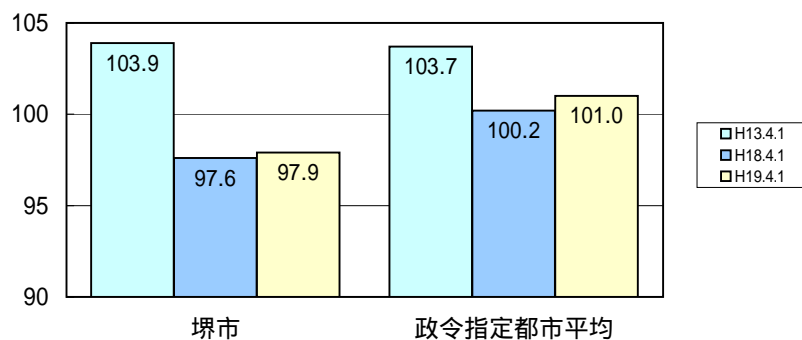
区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	4,996	20,647,141	5,407,947	8,767,131	34,822,219	6,970	7,118

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 特記事項

- ・ 平成17年4月から平成19年12月までの間、局長級及び部長級の職員については5%、部次長級及び課長級の職員については3%の給料月額を減額しています。
- ・ 平成17年度から19年度までの間、全職員について期末及び勤勉手当の5%をそれぞれ減額しています。

(4) ラスパイレス指数の状況(一般行政職員・各年4月1日現在)



地域手当補正後
ラスパイレス指数
(平成19年4月1日現在)

97.9

(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(注)2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するために、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(4) 給与改定の状況

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
19年度	422,140 円	420,040 円 417,712 円	2,100 円 (0.50%) 4,428 円 (1.06%)	0.50%	0.50%	0.35%

(注)1 「公務員給与」及び「較差」欄の上段は給与減額措置前、下段は減額措置後

(注)2 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給月数 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
19年度	4.49 月	4.45 月	0.04 月	0.05 月	4.50 月	4.50 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤労手当の年間支給月数です。

(注) 本市職員においては、期末手当・勤労手当の減額措置が実施されています。(上記支給月数は減額措置前)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況(全会計)

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
堺市	44.5 歳	353,792 円	478,478 円	418,385 円
政令市平均	43.6 歳	358,726 円	484,315 円	425,089 円
大阪府	44.3 歳	349,153 円	457,708 円	409,250 円
国	40.7 歳	325,724 円		383,541 円

端数処理の関係で、総務省が公表する数値と異なる場合があります。

技能労務職

区分	公務員					民間		参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
堺市	51.7歳	471人	374,947円	460,707円	430,692円				
うち清掃職員	51.6歳	70人	375,992円	488,845円	434,148円	廃棄物処理業 従業員	43.3歳	299,800円	1.63
うち学校給食員	53.3歳	59人	381,252円	442,944円	428,276円	調理士	43.1歳	260,500円	1.70
うち用務員	53.1歳	155人	385,090円	453,940円	443,904円	用務員	53.9歳	227,200円	2.00
うち自動車運転手	55.9歳	24人	415,358円	516,231円	474,740円	自家用常用自動車 運転者	54.6歳	349,300円	1.48
うちその他	49.1歳	163人	356,620円	453,490円	411,032円				
政令市平均	45.2歳	2,170人	329,827円	420,459円	387,295円				
大阪府	47.3歳	1,253人	323,242円	407,690円	377,457円				
国	48.8歳	5,193人	287,094円		320,514円				

端数処理の関係で、総務省が公表する数値と異なる場合があります。

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較(千円)		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
堺市			
うち清掃職員	7,779.1	4,192.6	1.86
うち学校給食	7,180.5	3,419.8	2.10
うち用務員	7,368.3	3,284.3	2.24
うち自動車運転手	8,283.5	5,059.2	1.64
うちその他	7,228.2		

民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」において公表されている大阪府(大阪府のデータがない区分については全国)のデータ(平成16年～18年の3ヶ年平均)を記載しています。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤労手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

教育職 高等学校

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
堺市	44.4 歳	367,024 円	462,203 円
政令市平均	45.4 歳	411,746 円	509,989 円
大阪府	47.1 歳	407,612 円	497,650 円

期限付講師等を含む

教育職 幼稚園

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
堺市	41.7 歳	346,734 円	415,623 円
政令市平均	41.6 歳	353,239 円	415,213 円
大阪府	44.4 歳	373,682 円	454,384 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均月額です。

(注)2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		堺市	大阪府	国
一般行政職	大学卒	176,800 円	176,800 円	170,200(2種) 円
	高校卒	148,000 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	145,100 円	136,400 円	135,600 円
	中学卒	131,500 円	130,800 円	127,700 円
教育職 高等学校	大学卒	197,400 円	197,400 円	- 円
教育職 幼稚園	大学卒	197,400 円	197,400 円	- 円
	短大卒	175,100 円	175,100 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

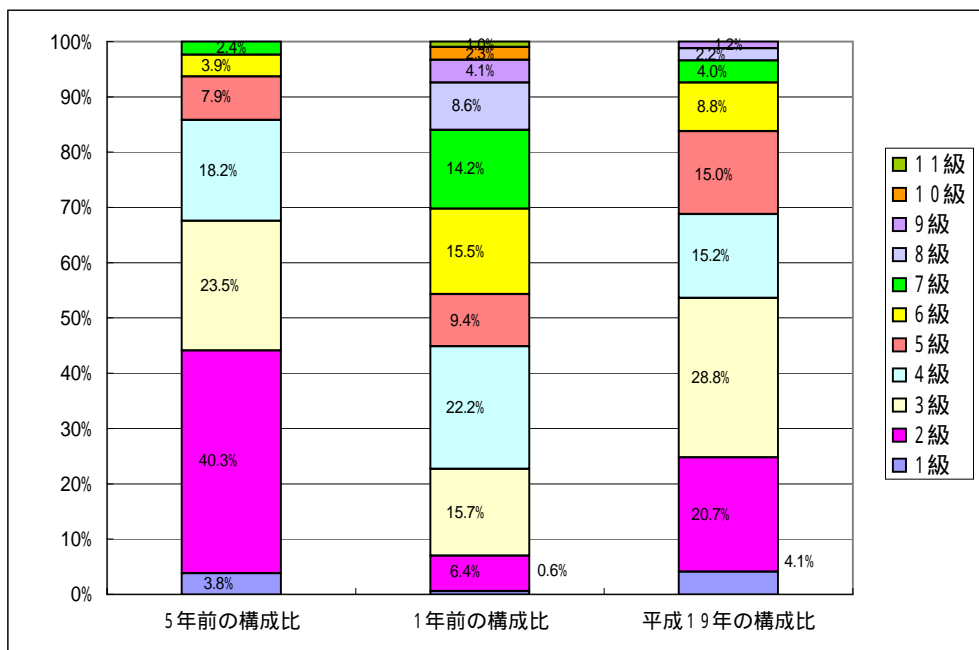
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	259,896 円	309,480 円	360,893 円
	高校卒	230,725 円	270,100 円	312,244 円
技能労務職	高校卒	220,500 円	265,550 円	309,675 円
	中学卒	- 円	- 円	284,866 円
教育職 高等学校	大学卒	- 円	335,406 円	371,207 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	監・補佐官・局長・理事(局長級)	39 人	1.2%
8 級	部長・理事	74 人	2.2%
7 級	部次長・副理事・総括課長	131 人	4.0%
6 級	課長・参事	291 人	8.8%
5 級	困難課長補佐・困難主幹	496 人	15.0%
4 級	課長補佐・主幹・困難係長・困難主査	501 人	15.2%
3 級	係長・主査・主任	952 人	28.8%
2 級	主事・技師	686 人	20.7%
1 級	主事・技師	136 人	4.1%

(注) 1 堺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数(高等学校事務職員を除く)です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年4月に7等級制から11級制に変更し、更に平成18年10月に11級制から10級制に変更しています。(新給料表の10級は現在該当者なし)

【参考】

旧給料表1(一)等級	旧給料表11級	新給料表9級
旧給料表1(二)等級	旧給料表10級	新給料表8級
旧給料表1(三)等級	旧給料表9級	新給料表7級
旧給料表2等級	旧給料表8級	新給料表6級
旧給料表3等級	旧給料表7級	新給料表5級
旧給料表4等級	旧給料表6級	新給料表4級
旧給料表5等級	旧給料表5・4級	新給料表3級
	旧給料表3級	新給料表2級
	旧給料表2・1級	新給料表1級

(2) 昇給への勤務成績の反映状況(一般行政職)

1 昇給日前1年間の勤務状況をもとにした所属長による昇給判定と、勤務実績に基づく3区分の昇給を行っています。

2 昇給区分

区分	昇給する号給数		備考
	55歳未満	55歳以上	
1(標準)	4号給	2号給	良好
2	2号給	1号給	やや良好でない
3	昇給しない	昇給しない	良好でない

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

堺市	大 阪 府		国	
1人当たり平均支給額(18年度) 1,842 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,896 千円			
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分		(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1 支給対象期間における勤務実績に応じて支給額の減額を行っています。

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

堺 市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	53.50 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	病気特別退職時2%加算		その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	3,194 千円(自己都合) 24,893 千円(勤奨・定年)		定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度中に退職した普通会計における全職種にかかる職員に支給された事由別の平均額です。

(3) 地域手当(普通会計)

(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		1 21億6,397万8 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		2 445,630 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
本市(医師を除く)	3 4696 人	10 %	10 %
本市(医師)	19 人	15 %	15 %
東京都特別区(東京事務所)	12 人	18 %	14 %

- 1 再任用短時間及び任期付短時間勤務職員への支給文を除く
- 2 外郭団体等への派遣職員を除く正規職員の平均支給額
- 3 外郭団体等への派遣職員(122人)を除く

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
本市(医師を除く)	10 %	10 %
本市(医師)	15 %	15 %
東京都特別区(東京事務所)	18 %	18 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(4) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	53,914 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	77,910 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	14.3 %		
手当の種類(手当数)	15 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等事務従事手当	税務部に勤務する職員 保険年金課、地域福祉課(収納 対策業務に従事する職員に限る) 又は、国保特別滞納対策室に勤 務する職員その他市長が認める 職員	市税又は国民健康保険に 関する事務業務	(1)検査又は調査 日額 250円 徴収 日額 250円 差押 1件 250円 (2)徴収 日額 250円 差押 1件 250円
夜間特殊業務手当	右記業務に従事する職員	正規の勤務の全部又は一 部が深夜(午後10時から翌 日の午前5時までをいう。 以下同じ。)において行わ れる業務に従事する場合	正規の勤務時間が深夜の 全部を含む業務である場合 1,100円 正規の勤務時間が深夜の 一部を含む業務で、その深夜 における勤務時間が2時間以 上である場合 730円 正規の勤務時間が深夜の 一部を含む業務で、その深夜 における勤務時間が2時間未 満である場合 410円
社会福祉等業務従事手 当	(1)生活援護第一課、生活援護第 二課及び生活援護課に勤務する 右記業務に主務者としてまっ ぱら従事する職員 (2)子ども相談所に勤務し、右記業 務に従事するもの	(1)社会福祉法第15条第3 項もしくは第4項に規定す る業務に専ら従事するもの のうち、生活保護法第27 条又は第27条の2に規定 する業務に従事するもの (2)児童福祉法第11条第1 項第2号の事務業務に従 事するもの	日 額 250円
行旅死病人取扱業務手 当	福祉推進部(社会援護課、高齢福 祉課、障害福祉課および介護保 険課に限る)または保健福祉総合 センター(保健センターを除く)に 勤務する職員	行旅病人または行旅死亡 人の救護および収容等の 業務	行旅病人の場合 1件 800円 行旅死亡人の場合 1件 2,000円
精神保健福祉等業務従 事手当	右記業務に従事する職員	(1)精神保健及び障害者 福祉に関する法律第27条 第3項の規定による診察の 立会いに従事するもの (2)法第29条の2の2の規定 に基づく緊急措置入院の ための移送業務に従事す るもの (3)法第34条の規定に基づ く医療保護入院等のため の移送業務に従事するもの	日 額 300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	(1)動物指導センターに勤務する職員 (2)食品衛生課に勤務する職員 (3)健康部及び保健センターに勤務する職員 (4)市立堺病院に勤務する職員(医師及び歯科医師を除く) (5)健康部に勤務する職員で右記業務に従事する職員	(1)狂犬病の予防等に関する業務 (2)と畜検査の業務 (3)感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という)第6条第1項に規定する感染症(三類感染症、四類感染症および五類感染症を除く、以下「感染症」という)の患者の救護等の業務 (4)感染症の患者の看護等の業務に従事する職員 (5)害虫、ねずみ等に関する苦情相談、指導啓発若しくは駆除又は浸水等による消毒に関する業務	(1)保護収容等1件につき 犬・成猫 1,000円 子猫 300円 その他の職員 日額 300円 (2)日 額 400円 (3)日 額 290円 (4)日 額 290円 (5)日 額 300円
放射線取扱手当	健康部、保健センター及び市立堺病院に勤務する職員	エックス線その他の放射線を取り扱う業務	日 額 230円
斎苑業務手当	斎場に勤務する職員	斎場に関する業務	炉の使用に係る業務に従事する職員 炉使用1件 1,000円 その他の職員 日額 300円 火葬に係る業務に従事する職員 日額 500円
環境事業業務従事手当	(1)環境事業所に勤務する職員 (2)クリーンセンター管理課、南工場及び東工場に勤務する職員 (3)環境事業企画課又は環境事業推進センターに勤務する職員並びに市長が認める職員 (4)クリーンセンター管理課、東工場、南工場、南部処理場、浄化ステーション又は自治推進課に勤務する職員並びに市長が認める職員	(1)廃棄物の収集運搬に関する業務 (2)廃棄物の焼却又はし尿、汚泥の処理等に関する作業 (3)専ら廃棄物の処理または資源化処理の作業 (4)廃棄物の収集、焼却又はし尿、汚泥の処理等に関する作業	(1)日 額 1,000円 半日500円 (2)(3)(4) 日 額 300円
用地交渉等手当	用地課に勤務する職員または任命権者が認めるもの	事業に必要な土地の取得等に関して、権利者と直接面談により交渉等を行う業務	1日 650円 (深夜の場合650円にその50/100を加算)
危険作業従事手当	(1)公園事務所勤務する職員及び教育委員会が定める職員 (2)地域整備事務所又は自転車対策事務所に勤務する職員 (3)(4)地域整備事務所、自転車対策事務所又は公園事務所に勤務する職員及び教育委員会が定める職員	(1)地上又は水面上の足場が不安定であり、かつ、墜落の危険が特に著しい箇所で行う業務 (2)交通遮断することなく行う、道路(一般交通の用に供されている車両の通行のための道路に限る。)の維持修繕等の業務 (3)チェーンソー、刈払機その他これらに類するものを使用する業務 (4)シンナーその他の有機溶剤等の薬剤を使用する業務	日 額 100円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊で一時的な業務に支給する手当	右記業務に従事する職員	一時的に発生する業務のうち、前記までに掲げる手当の対象となるものと同等以上の危険、不快、不健康または困難な業務その他著しく特殊なものであると市長または上下水道事業管理者が特に認める場合	当該業務の特殊性に応じてその都度市長または上下水道事業管理者が定める
夜間教育等勤務手当	夜間高校に勤務する一般行政職員	夜間高校における業務	日額 500円
教員特殊業務手当	高等学校、幼稚園または養護学校に勤務する教育公務員	<p>(1)学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるもの</p> <p>イ.非常災害時における児童(幼児を含む)もしくは生徒の保護または緊急の防災もしくは復旧の業務</p> <p>ロ.児童または生徒の負傷、疾病等に伴う緊急の業務</p> <p>ハ.児童または生徒に対する緊急の補導の業務</p> <p>ニ.生徒の保護または緊急の防災もしくは復旧の業務</p> <p>(2)修学旅行、林間・臨海学校等において児童または生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの</p> <p>(3)別に定める対外運動競技等において児童または生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの</p> <p>(4)学校の管理下において行われる部活動における児童または生徒に対する指導業務で、週休日、指定日等または四時間勤務日に行うもの</p> <p>(5)入学試験に係る受験生の監督、採点または合否判定の業務で週休日、指定日等または四時間勤務日に行うもの</p>	<p>(1)日額</p> <p>・週休日または指定日等で従事時間が8時間以上</p> <p>・四時間勤務日において正規の勤務時間以外の従事時間が7時間以上</p> <p>・週休日、指定日等、四時間勤務日以外の日で正規の勤務時間以外の従事時間が6時間以上</p> <p>イ 3,200円 (被害が特に甚大な場合 6,400円)</p> <p>ロ、ハ 3,000円</p> <p>・週休日または指定日等で従事時間が5～8時間</p> <p>・四時間勤務日において正規の勤務時間以外の従事時間が4～7時間</p> <p>・週休日、指定日等、四時間勤務日以外の日で正規の勤務時間</p> <p>イ 1,600円 (被害が特に甚大な場合 3,200円)</p> <p>ロ、ハ 1,500円</p> <p>(2)(3)日額</p> <p>8時間以上 1,700円</p> <p>(4)日額</p> <p>週休日または指定日等で従事時間が6時間未満 2,000円</p> <p>6時間以上 2,500円</p> <p>四時間勤務日において正規の勤務時間以外の従事時間が引き続き4時間以上 1,700円</p> <p>(5)日額</p> <p>・週休日または指定日等で従事時間が8時間以上</p> <p>・四時間勤務日において正規の勤務時間以外の従事時間が8時間以上 900円</p>
教育業務連絡指導手当	主任等(教務主任、ほか8主任)	教育業務連絡指導に係る業務	日額 200円

(5) 時間外勤務手当(普通会計)

支給実績(18年度決算)	923,727 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	230 千円
支給実績(17年度決算)	1,279,791 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	292 千円

管理職員及び外郭団体などへの派遣職員を除く正規職員の平均

(6) その他の手当(19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度普通会計決算)	
扶養手当	千円		同じ	602,435 千円	215,540 円	
	配偶者	13,000				
	その他の扶養親族	1人目				6,000 (6,500)
		配偶者がいない1人目				11,000
		2人目から1人につき				6,000
		満16歳から22歳の加算				5,000
()内は、扶養親族でない配偶者を有する場合の手当額						
住居手当	1.月額12,000円を超える家賃を払っている者 月額100円～27,000円 2.新築等5年以内の持家がかつ世帯主 月額 2,500円	同じ		214,636 千円	164,346 円	
通勤手当	徒歩通勤した場合の距離が片道2km以上であるとき 1. 交通機関等の利用者 6ヶ月定期相当額を6ヶ月毎に支給(月額55,000円限度) 2. 自動車等の使用者 距離に応じて支給 (3,000円～24,500円) 3. 徒歩通勤者 支給しない	同じ	距離に応じた支給額が異なる 2,000～24,500円	667,752 千円	149,311 円	
管理職手当	・局長 91,000円 ・理事(局長級) 87,000円 ・部長 83,000円 ・理事 79,000円 ・部次長 70,000円 ・課長 66,000円 ・参事 62,000円 ・総括指導主事 58,000円	異なる	官職に応じてその者の給料月額25%以内	498,396 千円	811,720 円	
休日勤務手当	勤務1時間当たりの支給額×135/100	同じ		46,672 千円	59,531 円	
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの支給額×25/100	同じ		1,945 千円	47,439 円	

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員	同じ		4,838 千円	492,000 円
宿日直手当	・危機管理に伴う宿日直 6,700円 ・上記以外の宿日直 2,200円 ・常直 7,700円 ・勤務時間が5時間未満の場合 上記金額の50/100	異なる	・宿日直 4,200円 ・農場等当直 5,100円 ・研修施設等当直 5,900円 ・医師の当直 20,000円 ・常直 21,000円 ・勤務時間が5時間未満の場合 上記金額の50/100	6,449 千円	10,839 円
管理職員特別勤務手当	課長相当職以上 (6時間以内) 10,000円 (6時間以上) 15,000円 校長(6時間以内) 7,000円 校長(6時間以上) 10,500円 教頭(6時間以内) 6,000円 教頭(6時間以上) 9,000円	異なる	6時間以内 4,000円から 18,000円 6時間以上 6,000円から 27,000円	0 千円	0 円
産業教育手当	工業に関する課程を置く高等学校教育職員に支給 給料月額10/100(定時制手当受給者は6/100)	同じ		14,892 千円	229,108 円
定時制通信教育手当	定時制の課程を置く高等学校教職員に支給 日額 1,500円	異なる	給料月額の 10/100	20,172 千円	366,764 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校の教職員に支給(高等学校教職員は権衡職員として支給) 職務の級及び号給に応じて定める額(定時制手当受給者は3/4、産業教育手当受給者は2/4)	同じ		42,353 千円	172,167 円
教育業務連絡指導手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する職員に対して支給 日額 200円	同じ		404 千円	11,882 円

注 1 支給実績(18年度決算)は、再任用短時間及び任期付短時間勤務職員への支給分を除く

5 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市 長	1,011,500 円	()	(参考)政令市における最高/最低額		
	副 市 長	1,190,000 円		1,480,000 円	1,011,500 円	
	収 入 役	891,000 円		1,190,000 円	891,000 円	
		990,000 円		870,000 円	830,000 円	
報 酬	議 長	900,000 円		1,260,000 円	778,000 円	
	副 議 長	850,000 円		1,120,000 円	700,000 円	
	議 員	780,000 円		1,020,000 円	648,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(18年度支給割合)				
	副 市 長	4.45		月分		
	議 長	(18年度支給割合)				
	副 議 長 議 員	4.45		月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 市 長	給料月額×在職月数×47/100	26,846,400	任期毎		
	備 考	給料月額×在職月数×3384/10000	16,080,768	任期毎		
		市長と副市長の退職手当額の算定については、当分の間、「100分の50」を「100分の47」と、「100分の36」とあるのは「10000分の3384」とそれぞれ読み替えて適用しています。				

- (注) 1 市長及び副市長の給料の()内は減額措置を行う前の金額です。
 2 市長及び副市長の給料減額措置は、平成14年4月から実施し、平成19年12月で廃止いたしました。
 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

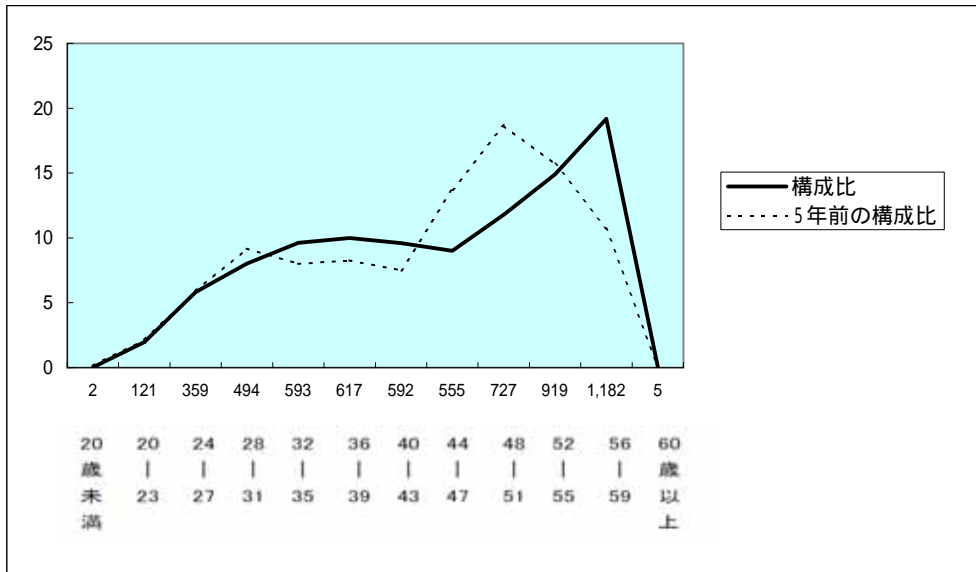
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成18年	平成19年		
普 通 会 計 部 門	議会	33	31	2	区のまちづくりや地域振興業務の体制充実等業務の見直しによる減員
	総務	868	870	2	
	税務	286	286	0	
	労働	15	12	3	
	農林水産	48	45	3	
	商工	66	67	1	
	土木	728	701	27	
	民生	1,202	1,204	2	
	衛生	783	747	36	
	計	4,029	3,963	66	
				<参考> 人口1万人当たり職員数 48 人	
	教育部門	951	887	64	
	小 計	4,980	4,850	130	<参考> 人口1万人当たり職員数 58 人
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	494	531	37	看護師の欠員等による減員
	水道	308	303	5	水道施設運転管理の委託化等業務の見直し
	下水道	326	314	12	計上部門の変更(水道部門から)
	その他	179	169	10	介護保険事業者の指導体制の強化による増員
	小 計	1,307	1,317	10	
合 計	6,287	6,167	120	<参考> 人口1万人当たり職員数 74 人	
		[6621]	[6629]	[8]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	2	121	359	494	593	617	592	555	727	919	1,182	5	6,166

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
6,310 人	5,679 人	631 人	10.0 %

(参考)における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成20年4月	平成24年4月	集中改革プランの目標数値である631人をさらに上回る数値

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年 計画始期	18年	19年	20年	21年	22年	18年～22年 計	(参考) 数値目標
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	4,032	4,029	3,963					
	増減		3	66				69	
教育	職員数	951	951	887					
	増減		0	64				64	
公営企業 等会計	職員数	1,327	1,307	1,317					
	増減		20	10				10	
計	職員数	6,310	6,287	6,167					5,678
	増減		23	120				143 (22.7%)	631

(注) 計画期間は、17年～22年の5年間です。

(注) (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。

(注) 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を表示しています。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A 千円		B 千円	B / A %	%
18年度	12,327,822	559,358	3,575,493	29.0	30.7

区 分	職員数 A 人	給 与 費				一人当たり 給与費 千円	堺市(公営企業以外)の 一人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
18年度	495	2,051,728	759,178	764,587	3,575,493	7,223	6,970

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

- 平成17年4月から平成19年12月までの間、行政職の局長級及び部長級に相当する職員については5%、部次長級及び課長級に相当する職員については3%の給料月額を減額しています。
- 平成17年度から19年度までの間、全職員について期末及び勤勉手当の5%をそれぞれ減額しています。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	42.7 歳	581,364 円	1,125,689 円
看護師	33.5 歳	288,329 円	457,412 円
事務職員	43.9 歳	415,021 円	691,070 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

堺 市	堺市(公営企業以外)
1人当たり平均支給額(18年度) 1,527 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,842 千円
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 堺市(病院事業会計)に同じ
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 堺市(病院事業会計)に同じ

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(19年4月1日現在)

堺 市	堺市(公営企業会計以外)
(支給率) 自己都合 勤続・定年	(支給率) 自己都合 勤続・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年
最高限度額 53.50 月分 59.28 月分	最高限度額
その他の加算措置 病気特別退職時2%加算	その他の加算措置 病気特別退職時2%加算
1人当たり平均支給額 3,408 千円(自己都合) 22,639 千円(勤続・定年)	1人当たり平均支給額 3,194 千円(自己都合) 24,893 千円(勤続・定年)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		214,733 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		447,050 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
堺市(医師)	15 %	79 人	10 %
堺市(医師以外)	10 %	453 人	10 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
堺市(医師)	15 %	15 %
堺市(医師以外)	10 %	10 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		156,063 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		413,321 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		75.1 %	
手当の種類(手当数)		6種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	看護師等	感染症患者発生時に対応する職員	日額290円
放射線取扱手当	医師、看護師等	エックス線その他放射線を取り扱う業務に従事	日額230円
緊急医療業務手当	医師、技師等	救急医療業務に従事	医(1) - 2級以下 ・35,000円/平日宿直 ・15,000円/休日半日直 ・30,000円/休日日直 ・40,000円/休日宿直 ・17,500円/平日半宿直 ・50,000円/年末年始宿直 直 医(1) - 3級以上 ・45,000円/平日宿直 ・20,000円/休日半宿直 ・40,000円/休日日直 ・50,000円/休日宿直、年末年始宿直 直 管理職の医療技術員 ・20,000円/平日宿直 ・11,000円/休日半日直 ・21,000円/休日宿直 ・30,000円/医師以外年末年始宿直 直 医(1) - 1級 ・6,000円/緊急呼出し1回(6時間以内) ・9,000円/緊急呼出し1回(6時間超) 医(1) - 2級) ・8,000円/緊急呼出し1回(6時間以内) ・12,000円/緊急呼出し1回(6時間超) 医(1) - 3級 ・10,000円/緊急呼出し1回(6時間以内) ・15,000円/緊急呼出し1回(6時間超) 医(1) - 4級以上 ・12,000円/緊急呼出し1回(6時間以内) ・18,000円/緊急呼出し1回(6時間超)
診療所兼務医師手当	医師	正規の勤務時間外にちぬがおか診療所で診療に従事	27,000円/1回

夜間看護等手当	看護師、助産師	正規の勤務の全部又は一部が深夜に勤務する職員（変則勤務手当との併給無）	<ul style="list-style-type: none"> ・すべて深夜：6,800円/回 ・4時間以上：3,300円/回 ・2～4時間：2,900円/回 ・2時間未満：2,000円/回
死体処置手当	医師、技師等看護師	死体の解剖又は死後処置に従事	3,200円/回

才 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	263,081 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	531 千円
支給実績（17年度決算）	313,772 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	631 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （18年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （18年度決算）	
						千円
扶養手当	配偶者	同じ		39,648 千円	215,576 円	
	1人目					13,000
	その他の扶養親族					6,000 (6,500)
	配偶者がいない1人目					11,000
	2人目から1人につき					6,000
	満16歳から22歳の加算					5,000
()内は、扶養親族でない配偶者を有する場合の手当額						
住居手当	1.月額12,000円を超える家賃を払っている者 月額100円～27,000円 2.新築等5年以内の持家がかつ世帯主 月額 2,500円	同じ		32,569 千円	210,349 円	
通勤手当	徒歩通勤した場合の距離が片道2km以上であるとき 1. 交通機関等の利用者 6ヶ月定期代相当額を6ヶ月毎に支給(月額55,000円限度) 2. 自動車等の使用者 距離に応じて支給 (3,000円～24,500円) 3. 徒歩通勤者 支給しない	同じ		65,225 千円	148,576 円	

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
管理職手当	次表のとおり	同じ		73,170 千円	771,564 円
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの支給額×25/100	同じ		37,216 千円	125,588 円
初任給調整手当	・医師・歯科医師 159,100円～37,500円 ・看(准看)護師・助産師 10,000円～3,000円	同じ		125,657 千円	677,092 円

管理職手当

行政職給料表の適用を受けるもの	
監・補佐官・局長	91,000円
理事(局長級)	87,000円
部長	83,000円
理事(部長級)	79,000円
部次長	70,000円
課長	66,000円
参事	62,000円

医療職給料表(2)の適用を受けるもの	
職務の級が8級の職	83,000円
職務の級が7級の職	70,000円
職務の級が6級の職	66,000円

医療職給料表(1)の適用を受けるもの	
院長	100分の23
副院長	100分の22
局長	100分の21
局次長	100分の20
部長(市長が指定するもの)	100分の19
理事	100分の18
診療科の部長及び副部長	100分の17
副理事	100分の16
参事及び医長	100分の15

医療職給料表(3)の適用を受けるもの	
副院長	91,000円
看護局長	83,000円
看護局次長及び科の部長	70,000円
看護科長	66,000円

(2) 水道事業
職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用		純損益又は実質収支	職員給与費		総費用に占める 職員給与費比率		(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A	千円		B	千円	B / A	%	
18年度	18,348,636		706,252	2,904,770		15.8		17.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費	堺市(公営企業以外)の 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	304人	1,319,531千円	401,782千円	565,808千円	2,287,121千円	7,523千円	6,970千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

- ・平成17年4月から平成19年12月までの間、局長級及び部長級の職員については5%、部次長級及び課長級の職員については3%の給料月額を減額しています。
- ・平成17年度から19年度までの間、全職員について期末及び勤勉手当の5%をそれぞれ減額しています。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(19年4月1日現在)

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
堺市水道事業	45.2 歳	413,383 円	626,952 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

堺 市	堺市(公営企業以外)
1人当たり平均支給額(18年度) 1,854 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,842 千円
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 堺市(水道事業会計)に同じ
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 堺市(水道事業会計)に同じ

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(19年4月1日現在)

堺 市	堺市(公営企業会計以外)
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 53.50 月分 その他の加算措置 病気特別退職時2%加算 1人当たり平均支給額 26,422 千円(勤奨・定年)	(支給率) 自己都合 勤続20年 30.55 月分 勤続25年 41.34 月分 勤続35年 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 病気特別退職時2%加算 1人当たり平均支給額 3,194 千円(自己都合) 24,893 千円(勤奨・定年)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		139,850 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		460,035 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
堺市	10%	306人	10%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
堺市	10%	10%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		1,084 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		16,180 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		22.0%	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
料金等事務従事手当	営業課職員	水道料金、下水道料金等の滞納金の徴収に関する業務に従事する職員	業務に従事した日1日につき250円
環境事業業務従事手当		次に掲げる作業に従事する職員 ア 下水処理施設又は下水ポンプ施設での下水の処理作業 イ 下水道の修繕又は清掃 ウ 下水管きよ等からの採水業務	作業に従事した日1日につき300円
夜間特殊業務手当	維持管理課・配水管理課職員	正規の勤務の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)において行われる業務に従事する職員	ア 正規の勤務時間が深夜の全部を含む業務である場合 従事した勤務1回につき1,100円 イ 正規の勤務時間が深夜の一部を含む業務で、その深夜における勤務時間が2時間以上である場合 従事した勤務1回につき730円 ウ 正規の勤務時間が深夜の一部を含む業務で、その深夜における勤務時間が2時間未満である場合 従事した勤務1回につき410円
放射線取扱手当	配水管理課職員	エックス線その他の放射線を取り扱う業務に従事する職員	業務に従事した日1日につき230円
用地交渉等手当	理財課職員	事業に必要な土地の取得等に関して、権利者と直接面談により交渉等を行う業務に従事する職員	業務に従事した日1日につき650円(業務が深夜において行われた場合については、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額)

オ 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	131,299 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	426 千円
支給実績（17年度決算）	130,005 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	396 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （18年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （18年度決算）	
	千円						
扶養手当	配偶者	13,000	同じ		49,392 千円	232,982 円	
	その他の扶養親族	1人目					6,000 (6,500)
		配偶者がいない1人目					11,000
		2人目から1人につき					6,000
		満16歳から22歳の加算					5,000
		（ ）内は、扶養親族でない配偶者を有する場合の手当額					
住居手当	1.月額12,000円を超える家賃を払っている者 月額100円～27,000円 2.新築等5年以内の持家かつ世帯主 月額 2,500円		同じ		14,066 千円	163,558 円	
通勤手当	徒歩通勤した場合の距離が片道2km以上であるとき 1. 交通機関等の利用者 6ヶ月定期代相当額を6ヶ月毎に支給(月額55,000円限度) 2. 自動車等の使用者 距離に応じて支給 (3,000円～24,500円) 3. 徒歩通勤者 支給しない		同じ		43,202 千円	152,121 円	
管理職手当	・局長 91,000円 ・理事(局長級) 87,000円 ・部長 83,000円 ・理事 79,000円 ・部次長 70,000円 ・課長 66,000円 ・参事 62,000円 ・総括指導主事 58,000円		同じ		22,044 千円	847,846 円	
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの支給額×25/100		同じ		2,194 千円	40,622 円	

(3) 下水道事業
職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B / A %	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
18年度	23,635,898	342,354	3,266,287	13.8	14.2

区分	職員数 A 人	給与費				一人当たり 給与費 千円	堺市(公営企業以外)の 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
18年度	321	1,474,900	413,573	629,059	2,517,532	7,843	6,970

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

- ・平成17年4月から平成19年12月までの間、局長級及び部長級の職員については5%、部次長級及び課長級の職員については3%の給料月額を減額しています。
- ・平成17年度から19年度までの間、全職員について期末及び勤勉手当の5%をそれぞれ減額しています。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
堺市下水道事業	48.3 歳	439,182 円	653,565 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

堺市	堺市(公営企業以外)
1人当たり平均支給額(18年度) 1,888 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,842 千円
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 堺市(下水道事業会計)に同じ
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 堺市(下水道事業会計)に同じ

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(19年4月1日現在)

堺市	堺市(公営企業会計以外)
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 53.50 月分 その他の加算措置 病気特別退職時2%加算 1人当たり平均支給額 22,744 千円 (全退職者の平均)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 53.50 月分 その他の加算措置 病気特別退職時2%加算 1人当たり平均支給額 3,194 千円(自己都合) 24,893 千円(勤奨・定年)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(注) 下水道事業会計の一人当たり平均支給額は、各退職事由の退職者が少数のため退職者全員の平均額を表示

ウ 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		157,775 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		472,380 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
堺市	10%	323人	10%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
堺市	10%	10%

(注)国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		12,453 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		75,473 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		49.4%	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
料金等事務従事手当	下水道業務課職員	水道料金、下水道料金等の滞納金の徴収に関する業務に従事する職員	業務に従事した日 1日につき250円
環境事業業務従事手当	下水処理場・下水道管理事務所・下水道水質対策課職員	次に掲げる作業に従事する職員 ア 下水処理施設又は下水ポンプ施設での下水の処理作業 イ 下水道の修繕又は清掃 ウ 下水管きよ等からの採水業務	作業に従事した日 1日につき300円
夜間特殊業務手当	下水処理場職員	正規の勤務の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)において行われる業務に従事する職員	ア 正規の勤務時間が深夜の全部を含む業務である場合 従事した勤務1回につき1,100円 イ 正規の勤務時間が深夜の一部を含む業務で、その深夜における勤務時間が2時間以上である場合 従事した勤務1回につき730円 ウ 正規の勤務時間が深夜の一部を含む業務で、その深夜における勤務時間が2時間未満である場合 従事した勤務1回につき410円
放射線取扱手当	下水道水質対策課職員	エックス線その他の放射線を取り扱う業務に従事する職員	業務に従事した日 1日につき230円
用地交渉等手当	下水道計画課職員	事業に必要な土地の取得等に関して、権利者と直接面談により交渉等を行う業務に従事する職員	業務に従事した日1日につき650円(業務が深夜において行われた場合については、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額)

オ 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	93,686 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	279 千円
支給実績（17年度決算）	137,889 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	400 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	
扶養手当	千円		同じ	61,474 千円	242,024 円	
	配偶者	13,000				
	その他の扶養親族	1人目				6,000 (6,500)
		配偶者がいない1人目				11,000
		2人目から1人につき				6,000
		満16歳から22歳の加算				5,000
()内は、扶養親族でない配偶者を有する場合の手当額						
住居手当	1.月額12,000円を超える家賃を払っている者 月額100円～27,000円 2.新築等5年以内の持家であつ世帯主 月額 2,500円	同じ		14,758 千円	169,632 円	
通勤手当	徒歩通勤した場合の距離が片道2km以上であるとき 1. 交通機関等の利用者 6ヶ月定期代相当額を6ヶ月毎に支給(月額55,000円限度) 2. 自動車等の使用者 距離に応じて支給 (3,000円～24,500円) 3. 徒歩通勤者 支給しない	同じ		43,400 千円	138,217 円	
管理職手当	・局長 91,000円 ・理事(局長級) 87,000円 ・部長 83,000円 ・理事 79,000円 ・部次長 70,000円 ・課長 66,000円 ・参事 62,000円 ・総括指導主事 58,000円	同じ		17,172 千円	817,714 円	
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの支給額×25/100	同じ		17,456 千円	306,246 円	
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員	同じ		492 千円	492,000 円	